

「さあ投票 選挙の主役はあなたです」

第27回参議院議員通常選挙



【投票できる人】

選挙期日において満18歳以上の日本国民で、「選挙人名簿」に登録され、公示日前日の3か月前までに大阪狭山市に転入の届け出をしてから、引き続き3か月以上住民基本台帳に記載されている人

※名簿登録基準日(公示日の前日)現在、大阪狭山市に住んでいない人も3か月以上住んでいたことがある人は、大阪狭山市の選挙人名簿に登録される場合があります。最近、転入・転出や転居をした人は、選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください

【投票所入場整理券】

世帯単位で封筒に入れて郵送します。投票所入場整理券は、選挙人名簿に登録されている本人かどうかの確認をスムーズに行うためのもので、投票用紙の引換券ではありません。公示日の前日以降に市内の有権者へ郵送しますので、投票の際は、自分の名前が書かれた投票所入場整理券を持参してください。

もし、投票所入場整理券が届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できます。投票所の係員に申し出てください。

【投票所】

投票所入場整理券に記載しています。当日、介助など手伝いや手話通訳者(依頼に応じて市役所から投票所に派遣)が必要な人は係員に申し出てください。

【選挙公報】

候補者の政見などを記載した選挙公報を、選挙期日の2日前までに各世帯に配布します。届かない場合は選挙管理委員会事務局に申し出てください。

【在外投票】

海外に住んでいる人で在外選挙人名簿に登録されている人は、在外公館投票、郵便投票、帰国投票のいずれかの方法で、投票することができます。詳しくは、選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。

【期日前投票】

選挙期日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当する人は期日前に投票をすることができます。投票所入場整理券が届いている場合は、裏面にある投票宣誓書にあらかじめ必要事項を書いて持参してください。

【不在者投票】

名簿登録地以外の選挙管理委員会や不在者指定施設の病院、老人ホームなどでも投票できます。

●出張などで他市に滞在している人は、大阪狭山市の選挙管理委員会に不在者投票宣誓書・請求書を提出してください。様式は、市ホームページからもダウンロードできます。提出後、郵送された投票用紙などを持って、最寄りの選挙管理委員会で投票してください。投票用紙の郵送には時間がかかります。早めに手続きをしてください。マイナンバーカードを使ったぴたりサービスで電子申請が可能です。

●入所している施設や入院している病院などが、不在者投票ができる施設として指定されている場合は、施設長などに申し出れば、その施設で投票できます。

●身体障がい者手帳、または戦傷病者手帳の交付を受けている人(法令の規定に該当する人)や介護保険被保険者証(要介護状態区分が5)が交付されている人などは、居所で投票できます。事前に選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。また、郵便などによる不在者投票ができる選挙人で、自書できない人(法令の規定に該当する人)が、代理人によって投票に関する記載をしても行うことができる「代理記載制度」もあります。この場合は事前に選挙管理委員会へ代理記載人(一人)を届ける必要があります。早めに手続きをしてください。※法令の規定に該当するかは、選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。投票用紙の請求期限は選挙期日の4日前までです

【新有権者】

選挙期日に選挙権を有することになるが、期日前投票時には、まだ選挙権を有しない人(たとえば、選挙期日には18歳を迎えるが選挙期日前はまだ17歳なので選挙権を有しない人)は、期日前投票ができません。これらの人は、例外的に名簿登録地で不在者投票ができます。

【投票済証】

投票後、希望する人に投票済証を渡しています。受け取りを希望する人は、投票後に投票所または期日前投票所の係員に伝えてください。



児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

＜児童扶養手当＞ひとり親家庭の生活の安定と自立を進め、児童の健全育成を目的とした制度です。次のいずれかに該当する児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで、または政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の児童)を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人(児童と同居・監護し、生計が同じであること)が対象です。※所得制限があります。申請が必要です

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで出産した児童
- 棄児などで父母がいるかわからないか明らかでない児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

また、次のいずれかに該当する場合は受給できません。

- 父または母、養育者および対象児童の住所が日本国内にない
- 対象児童が里親に委託されている
- 対象児童が父または母の配偶者(内縁関係にある人を含み、障がいの状態にある人を除く)に養育されている
- 対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所している

＜特別児童扶養手当＞障がい児のいる家庭を援護し、児童福祉の推進を図ることを目的とした制度です。20歳未満で、政令で定める障がいのある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人(児童と同居・監護し、生計が同じであること)が対象です。※所得制限があります。申請が必要です

また、次のいずれかに該当する場合は受給できません。

- 父または母、養育者および対象児童の住所が日本国内にない
- 対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所している
- 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる

問い合わせ こども家庭支援グループ ☎349-8015

低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)

申請期限
10月31日(金)まで

令和6年度に支給した低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)に、令和6年分の所得税と定額減税の実績額などが確定した後に、当初給付額に不足があった場合は、追加で当該納税義務者に対し、不足額を支給します。

対象 令和7年1月1日時点で市の住民基本台帳に記録されていて、次のいずれかに該当する人

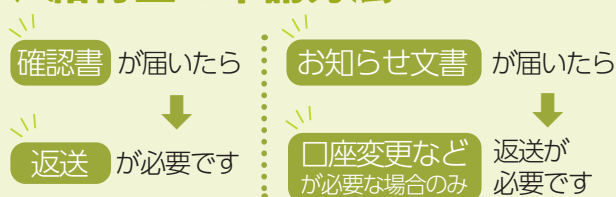
＜不足額給付Ⅰ＞令和6年度の調整給付算定時に、令和5年所得などを基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いたことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額などの確定後に、本来給付すべき額と、当初調整給付額に差額が生じた人

＜不足額給付Ⅱ＞次のすべてに該当する人

- 令和6年分所得税額および令和6年度分個人住民税所得割額が0である(本人は定額減税の対象外)
- 税制度上、「扶養親族等」から外れている(扶養親族等も定額減税の対象外)
- 低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

申請方法 31日(木)から順次送付するお知らせ文書または確認書を同封の返信用封筒で、〒589-8790 大阪狭山市役所不足額給付金事業事務局へ郵送または直接 ※お知らせ文書が送付された人は、口座変更などが必要な場合を除き申請手続きは不要

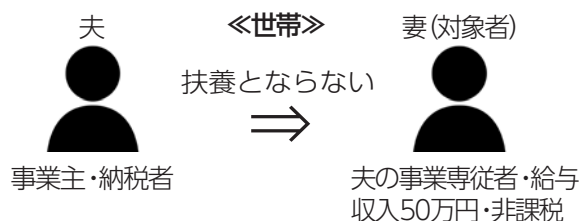
✓ 給付金の申請方法



不足額給付Ⅱの対象者のイメージ

例【夫(個人事業主)・妻(事業専従者)の世帯】

納税者である夫の個人事業を手伝う事業専従者(配偶者控除・扶養控除の対象外)の妻で、自身の給与収入がおおむね100万円に満たない(所得税・住民税が課されない)場合



問い合わせ 大阪狭山市不足額給付金事業事務局 ☎0120-488-848(コールセンターの開設は30日(木)から)

後期高齢者医療・国民健康保険制度

【後期高齢者医療制度】

＜後期高齢者医療資格確認書(桃色)を発行します＞新しい資格確認書を、今月上旬に送付します。有効期限は令和8年7月31日(金)までです。

また、現在の被保険者証・資格確認書(薄緑色)の有効期限は、31日(木)



令和7年
7月31日(木)まで



令和8年
7月31日(金)まで

までです。新しい資格確認書(桃色)が届いたら、現在の被保険者証・資格確認書(薄緑色)は破棄するか、市役所保険年金グループへ返却してください。

＜医療機関などの窓口での自己負担割合＞医療機関での自己負担割合は、一般の人は1割、一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得者は3割です。自己負担割合は、4～7月は前年度、8月～翌年3月は当該年度の個人市・府民税課税所得を用いて判定します。※世帯状況や所得の更正などにより、自己負担割合が変わることがあり、後日、差額の請求、または還付をする場合があります

＜保険料の決定＞今年度の後期高齢者医療保険料の決定に伴い、保険料額決定通知書および納入通知書を今月中旬に送付します。詳しくは、同封のお知らせを確認してください。

【国民健康保険制度】

＜限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の交付＞入院などで医療費が高額になる場合、事前に申請することで病院窓口での支払いが限度額までになります。限度額は前年所得により区分が異なります。※個人市・府民税非課税世帯に属する人が入院した場合、食事代が減額されます

8月以降に限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証が必要な場合は、8月1日(金)以降に申請してください。マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っている人で、顔認証付きカードリーダーを設置している医療機関を受診する場合は申請不要です。また、70～74歳の人は申請不要の場合があるので、問い合わせてください。

＜高齢受給者証を更新します＞8月以降の高齢受給者証(70～74歳で被保険者証もしくは資格確認書を交付している人が対象)を今月下旬に送付します。マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない人が医療機関を受診するときは、被保険者証もしくは資格確認書と一緒に提示してください。高齢受給者証での自己負担割合は、原則として2割ですが、一定以上の所得がある人がいる世帯に属する人は3割です。※詳しくは問い合わせてください

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9471 (国民健康保険)、☎349-9472 (後期高齢者医療)、大阪府後期高齢者医療広域連合事務局 ☎06-4790-2028

夏の資源化物の回収

夏は資源化物の排出量が増加します。正しい方法で排出してください。下表の協力店でも回収しています。

＜缶・びん＞●水で洗う ●袋から出す ●潰さずリサイクルボックスに入れる ●袋はリサイクルボックスにくくりつけない ●時間帯を考慮し迷惑にならないよう静かに入れる ※週1回(年末年始を除く)の定期回収です。一度に大量に投入するとあふれる原因となります。少量ずつの排出に協力してください

＜牛乳パック＞●水で洗う ●切り開いて乾かす ●公共施設などに設置されている回収ボックスへ

資源回収協力店	所在地	牛乳パック	ペットボトル	発泡スチロールトレイ
サンプラザ狭山店	狭山五丁目2342-1		○	○
サンプラザ金剛店	半田一丁目252-3	○	○	○
オークワ狭山店	栄木三丁目153-1	○	○	○
コノミヤ狭山店	大野台二丁目1-17	○		○

袋は持ち帰りましょう



＜ペットボトル＞●キャップ、ラベルシールを外す ●水で洗う ●押し潰すなどして、容積を減らす ●資源ごみBの日(月2回)に出す ※シール不要

＜発泡スチロール・トレイ＞●水で洗う ●資源ごみBの日(月2回)に出す ※シール不要

問い合わせ 生活環境グループ ☎360-4387

西山霊園・公園墓地使用者の随時募集を開始

募集区画 西山霊園(大野西860-1)/1等地40区画・2等地58区画・3等地16区画、公園墓地(東野中一丁目1521)/2等区2区画・4等区21区画 **申請資格** 3年以上継続して市内に住んでいる世帯主(原則)で、本人または世帯員が、西山霊園または公園墓地使用者でない人 **申請方法** 1日(火)から市役所生活環境グループ、ニュータウン連絡所で配布する使用許可申請書、住民票(本籍地および世帯主名が記載されたもの)、誓約書を生活環境グループへ直接 ※郵送不可。1世帯につき西山霊園、公園墓地のいずれか1区画に限ります。区画の位置や面積により基準使用料が割り増しとなる場合があります。また、使用料の振込方法は一括払いです。管理料は使用開始時期により異なります

【西山霊園基準使用料】

区分	基準面積	使用料	管理料(年額)
1等地	6.0㎡	205万4,930円	6,000円
2等地	A区画 4.0㎡	127万9,800円	4,000円
	B区画 4.6㎡		
3等地	A区画 3.0㎡	92万8,040円	3,000円
	B区画 3.6㎡		

【公園墓地基準使用料】

区分	基準面積	使用料	管理料(年額)
1等区	12.0㎡	351万7,140円	1万2,000円
2等区	9.0㎡	255万430円	9,000円
3等区	6.0㎡	164万3,940円	6,000円
4等区	4.0㎡	102万3,840円	4,000円

問い合わせ 生活環境グループ ☎ 360-4339

第75回大阪狭山市社会を明るくする運動

≪社会を明るくする運動とは≫ 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。7月は強調月間で、保護司会や更生保護女性会などの各種団体で構成する「大阪狭山市社会を明るくする運動推進委員会」が、街頭啓発活動や市民集会などを実施します。

≪市民集会≫ とき 28日(月)午後3時～4時30分 ところ

市立コミュニティセンター・大会議室 内容・講師 第1部講演会「特殊詐欺に遭わないために」大阪府黒山警察署生活安全課、第2部講演会「特殊詐欺や闇バイトにおける背景の問題と立ち直りに必要なもの」石田周良さん/小学館集英社プロダクション ※手話通訳、要約筆記



更生ペンギンの「ホゴちゃん」と「サラちゃん」あり 定員 80人(当日先着順)

問い合わせ 大阪狭山市社会を明るくする運動推進委員会事務局(福祉政策グループ内) ☎ 360-4043

大阪府安全なまちづくり条例が改正されます

令和6年中の大阪府内の特殊詐欺の被害額は過去最多の約61億円です。条例の改正により、次のことが義務化されます。※詳しくは、大阪府ホームページを確認してください

≪8月1日(金)施行≫ ●65歳以上の人は、通話しながらATMを操作してはいけない ●金融機関は、特殊詐欺などの被害の恐れを認めた場合、警察へ通報などをしなければいけない ●プリペイド型電子マネー販売事業者は、5万円以上の販売時に特殊詐欺などの被害にあう恐れがないか確認し、購入者は確認に応じなければいけない

≪10月1日(水)施行≫ ●ATMでの振り込みが3年間ない府内に住んでいる70歳以上の人の口座は、振込上限額が1日10万円以下になる(一部例外があります)



問い合わせ 大阪府地域防犯推進グループ ☎ 06-6944-6512

大阪狭山市フォトコンテスト 市民投票～みんなで最優秀作品を決めよう～

投票期間
9日(水)まで

3月1日～5月6日に、「おおさかさやまと青春」をテーマとしたフォトコンテストを開催しました。市内外から、多数の投稿をいただき、ありがとうございました。

狭山高校の生徒による1次選考の結果、10点の作品を最終選考作品として選出しました。

9日(水)まで、市民投票による最終選考を実施しますので、投票をお願いします。

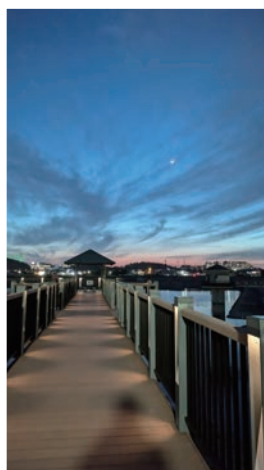
対象 市内に居住・通勤・通学する人 **投票方法** 投票フォームから



一人
一票
まで



投票はこちら



問い合わせ 産業にぎわいづくりグループ ☎360-4264

一緒に働きませんか?～幼稚園教諭・保育士募集～

申込期限
23日(水)

市に誇りと愛着を持ち、市民のために行動する意欲があり、仕事を通じて自分自身を変革し続けられる人を募集しています。

**大阪狭山市で働く
先輩職員の声**



一緒に
働き
ましょ
う!



募集職種	採用予定人数	受験資格	採用予定日	提出先
幼稚園教諭・保育士	3人程度	平成2年(1990年)4月2日～平成18年(2006年)4月1日に生まれた人で、幼稚園教諭免許および保育士資格を持つ人、または令和8年3月末までに取得見込みの人	令和8年4月1日	教育政策グループ

申込方法 3日(木)から市役所教育政策グループで配布する募集案内を確認し、受験申込書などを、〒589-8501大阪狭山市役所教育政策グループへ郵送または直接。3日(木)～23日(水)必着 ※いずれの試験結果においても、一定の基準を超えない場合は、採用しません



問い合わせ 教育政策グループ ☎360-4469